

県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則（令和五年千葉県教育委員会規則第七号）

○県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(出勤簿)</p> <p>第六十四条 校長は、職員（事務職員を除く。次項において同じ。）の出勤簿を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第六十四条 校長は、出勤簿を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>